

第 4 次中能登町行政改革大綱

令和 3 年 3 月

中 能 登 町

目 次

はじめに	1
I 行政改革の基本的方向	2
II 3つの体制づくり（改革）の項目	4
1 簡素な体制づくり	4
(1) 事務事業の見直し	4
① 事務事業の簡素化	
② 民間委託の推進	
③ PPP/PFI 及び指定管理者制度の活用	
④ 補助金の見直し	
⑤ 事務事業評価システムの確立	
⑥ 窓口業務や申請手続等の見直し	
⑦ 情報公開及び個人情報保護制度の充実	
(2) 財政の健全化	5
① 財政健全化の目標	
② 歳入の確保	
③ 歳出の抑制	
(3) 組織・機構の見直し	7
① 庁内組織及び分庁舎・出先機関の見直し	
② 定員管理の適正化	
③ 給与の適正化	

2 効果的な体制づくり 8

- (1) 職員の資質向上、能力開発 8
 - ① 人材育成に関する基本計画の策定
 - ② 職員研修の充実
 - ③ 独自派遣研修の充実
- (2) 人事管理の確立 9
 - ① 人事評価制度の活用
 - ② 人材確保のための柔軟な職員採用
- (3) 情報化社会に対応する行政体制の整備 9
 - ① 行政のデジタル化の推進
 - ② 町民への情報提供

3 効率的な体制づくり 10

- (1) 公共施設等の統廃合及び有効利用 10
 - ① 公共施設等の統廃合及び有効活用の推進
 - ② 町有財産の有効活用
- (2) 公共工事の適正化 11
- (3) 地方公営企業の健全化 11
 - ① 水道事業
 - ② 下水道事業
- (4) 地域協働の推進 12

III 行政改革の進行管理 12

IV 資料【中能登町データ・用語解説】 13

はじめに

中能登町においては、これまで3次にわたり行政改革大綱を策定し、少子高齢化や人口減少、公共施設の老朽化や多様化する住民のニーズに的確に対応しながら、効率的・効果的な行政運営に努めてまいりました。

しかしながら、財政面においては、「中能登中学校」や「鹿島小学校」、「道の駅 織姫の里なかのと」や「行政サービス庁舎」といった大型事業が完了する一方で、事業実施に要した町債の償還が始まり、令和4年度にはその償還のピークを迎えます。また、普通交付税は合併算定替措置が令和元年度で終了し、公共施設の統廃合や行政のデジタル化、新型コロナウイルス感染症対応など、新たな課題への対応と、ますます厳しい状況を迎えております。

こうした課題に対応するためには、行政運営の効率化や計画的な財政運営による財政健全化や時代の要請に応じた適正な組織編成と人員配置の見直し、公共施設の最適化など、引き続き行政改革に取り組んでいく必要があると考えております。

当町では、先の大綱での簡素で効率的・効果的な体制整備の推進を継承しつつ、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第4次中能登町行政改革大綱を策定いたしました。

今後は、この新大綱に基づき、不断の課題等の点検を進めながら、質の高い町政の実現に取り組んでまいりたいと思います。そして、多くの町民に愛され続ける町づくりを目指し邁進してまいりますので、関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

中能登町長 杉 本 栄 蔵

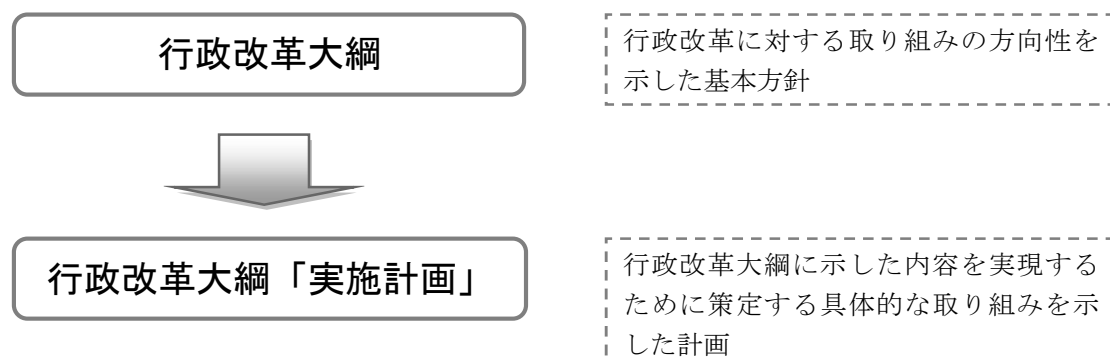
I 行政改革の基本的方向

社会経済情勢の変化や地方分権の推進に対応した行政運営を目指し、「中能登町総合計画」、「中能登町人口ビジョン」及び「中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、町民サービスの一層の向上を図るため、「簡素な体制づくり」、「効果的な体制づくり」、「効率的な体制づくり」の3つの体制づくり（改革）を引き続き積極的に行っていくこととする。

1. 行政改革推進本部が中心となって、ワーキンググループ（課長補佐級の職を有する者が委員となるグループ）において具体的方策を検討し、全庁的な体制で改革の推進に取り組む。
2. 議会をはじめ町民の意見、提案の把握に努め、行政改革懇談会の意見を聴いて改革を推進する。
3. 行政改革を推進するにあたっては、関係団体の理解と協力を得られるよう努める。
4. 第4次行政改革大綱は、令和3年度を起点として令和7年度までを計画期間とし、取り組みにあたっては計画的な推進に努めていく。

＜行政改革の体系＞

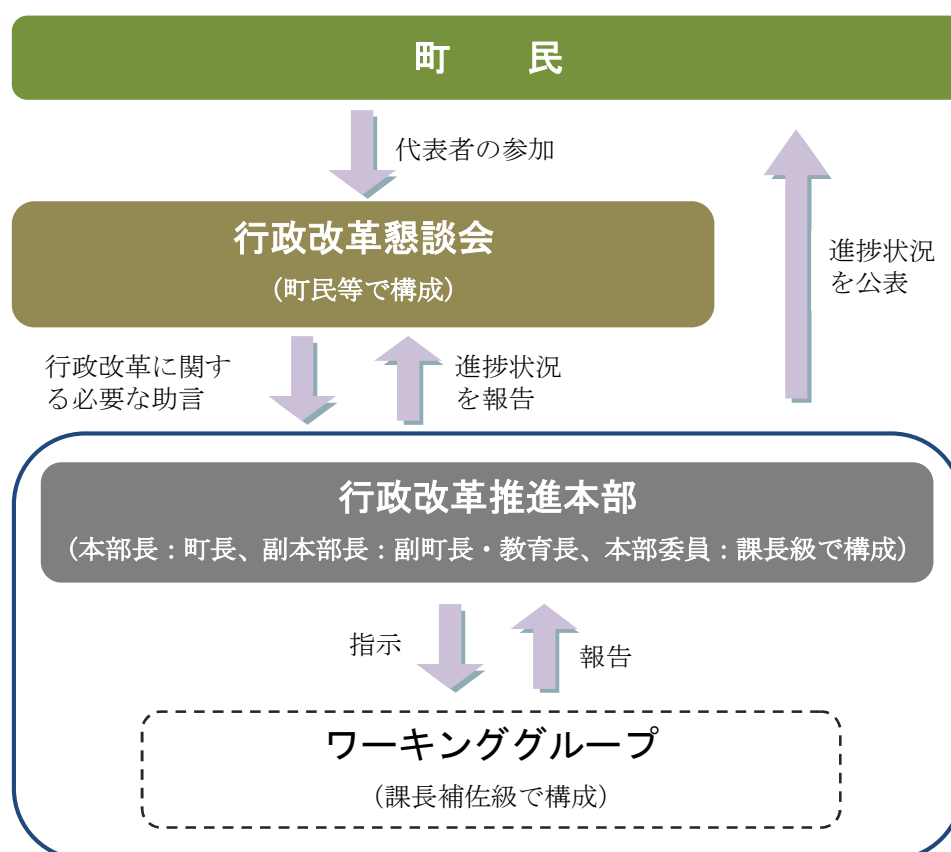
本大綱に基づき、行政改革大綱「実施計画」を策定・公表し、目標を掲げながら着実に計画的に取り組みを進め、その状況や成果について検証する。



＜推進体制＞

当町の行政改革の基本的な考え方を示す本大綱に基づき、行政改革推進本部を中心に全庁的な改革に取り組む。

また、町の行政に識見を有する者で構成される行政改革懇談会に計画案や進捗状況、実績を報告し、その意見や提言を参考にしながら行政改革を推進していく。



Ⅱ 3つの体制づくり（改革）の項目

1 簡素な体制づくり

（1）事務事業の見直し

事務事業の公共性、有効性、効率性について継続的に見直しを行い、厳しい財政状況に対応していくため、既に目的を達成したものや必要性の薄れたものなどの整理統合を行い、一層の簡素合理化に努める。

① 事務事業の簡素化

各部門での共通的事項については事務処理方法の統一化を図り、簡素で、迅速な事務事業の遂行に努める。

② 民間委託の推進

行政運営の効率化、町民への質の高いサービスを提供するため、定型的業務を含めた事務事業全般にわたり、総点検を実施し、積極的かつ計画的に民間委託を推進する。また、費用対効果の視点から各事業の進捗状況を確認し、効率的な町政運営に努める。

③ PPP/PFI 及び指定管理者制度の活用

PPP/PFI 及び指定管理者制度の活用については、公共施設等総合管理計画に基づき、全施設を対象に検証し、利用者へのサービス向上と効率的な管理運営が可能なものから取り組む。

④ 補助金の見直し

各種団体等に対する補助金等の交付については、行政として対応すべき必要性、公平性、費用対効果等を精査し、縮小・廃止すべきものがないかを見直し整理合理化を図る。

⑤ 事務事業評価システムの確立

事務事業評価システムとは、行政活動の目的を明確にし、活動の結果を、一定の基準、視点にそって評価し、行政運営の改善につなげる仕組みである。

その評価結果に基づき、事業の見直し、拡大、縮小、廃止、官民の役割分担の明確化による民営化など、個々の事業についてスクラップ・アンド・ビルドを実施し、恒常的なシステムを確立していく。

⑥ 窓口業務や申請手続等の見直し

町民サービスの向上のため、窓口業務や申請手続等の簡素化等の見直しを行い、職員一人ひとりの意識改革や接遇マナーの向上を図る。

⑦ 情報公開及び個人情報保護制度の充実

情報公開条例の的確な運用に努めるとともに、個人情報保護条例の適正な運用によるプライバシーの保護及び最善のセキュリティ対策を講じながら、必要な情報の公開及び提供に努める。

(2) 財政の健全化

当町の財政を取り巻く環境は、高齢化の進展や生産年齢人口の減少による町税等の減収、社会保障費の増加が今後も続くことで、ますます厳しい状況が予想される。こうした状況の中でも既存事業の見直しを行い、より効率的で堅実な財政運営に努める。

① 財政健全化の目標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)による、当町の令和元年度の実質公債費比率は12.6%である。今後、公債費の高止りや普通交付税の減少により、実質公債費比率を押し上げることが予想される。当町では、計画的に繰上償還を行い、実質公債費比率を安定的に18%以下となるよう維持する。

令和7年度までの町財政計画（歳入・歳出）について、別添のとおり作成した。合併算定替措置が令和元年度までで終了し、人件費の抑制や公共施設の統廃合など、一層の経費の節減が急務となっている。今後とも地方交付税による財源措置のある地方債の借入や財政調整基金等の適正規模の積立を確保し、財政の健全性を保つ。

② 歳入の確保

（ア） 税収の確保

- ・ 悪質な滞納者については、平成26年度に設置された中能登地区地方税滞納整理機構へ徴収事務を移行し、新規滞納者への早期対応や町外滞納者への臨戸等の強化を行い、税収の確保及び公平公正な税負担を図る。
- ・ 町税等の口座振替納付の推進、コンビニ納付及びスマホ決済サービスの導入により、納付しやすい環境に努める。
- ・ 税務課及び町税以外の債権の主管課との協力・連携の強化を図り、担当職員による債権管理の研修会を行い、全庁的に収納対策に取り組む。

（イ） 使用料、手数料の見直しと受益者負担金の適正化

- ・ 負担の公平性の確保や受益者負担の原則に則り、受益の度合いに応じた適正な水準への見直しの実施に取り組んでいく。
- ・ 施設使用料減免規定の解釈を明確にしたうえで、負担の公平性から、原則として施設使用料を徴収していく。
- ・ 福祉や保健、医療及び教育分野において提供している各種サービス等の適正な一部負担の実施に取り組んでいく。

（ウ） ふるさと納税の推進

- ・ ふるさと納税について、町ホームページ等により全国へ情報発信を行い、魅力ある町特産品の贈呈を検討し、新規寄附者の開拓を推進する。

（エ） 企業誘致の推進

- ・ 企業誘致について、石川県と連携して企業立地のための情報収集を図り、積極的な誘致活動に取り組み、新規企業の創業等を支援する。

③ 歳出の抑制

(ア) 人件費の適正化

- ・ 組織・機構の見直しを行い、適正な人員配置を推進し、人件費の適正化を図る。

(イ) 単独補助金の整理縮減を図るため、補助基準の設定を検討

- ・ 各種補助金について、聖域化することなく補助の費用対効果を見直して、整理縮減を図る。
- ・ 補助期限を設けるサンセット方式による補助金の縮減を検討する。

(ウ) 投資的経費の見直しによる抑制、縮減

- ・ 限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果が得られるよう、利用する町民の立場に立った適切な設計を行うとともに、公共施設としての質を損なうことなく、公共工事のコスト縮減を維持していく。

(3) 組織・機構の見直し

社会経済環境の変化、多様化する町民ニーズや行政課題に的確に対応するため、簡素で合理的な組織・機構を基本に、柔軟で機動性の高い業務執行体制を進めるとともに、職員の定員管理や給与の適正化等に努める。

① 庁内組織及び出先機関の見直し

業務の効率化と経費の削減を図り、総合的なサービスを実施するためにも、組織・機構のスクラップ・アンド・ビルドの徹底により、新たな行政課題や町民ニーズに即応した組織・機構の見直しを進める。

② 定員管理の適正化

定員管理計画に基づき、目標達成に向け、計画的に組織機構の簡素化や職員の適正配置に取り組むとともに、積極的に民間による施設運営を推進しつつ、職員の定員管理の適正化に努める。

＜適正定員管理指針の年次別目標＞

(単位：人)

区 分	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
職 員 数	2 3 3	2 3 2	2 3 2	2 2 8	2 2 8	2 2 6
一般職	1 5 5	1 5 3	1 5 3	1 5 1	1 5 1	1 5 1
保育士	6 9	7 1	7 1	7 1	7 1	6 9
労務職	9	8	8	6	6	6
対前年増減数		▲ 1	0	▲ 4	0	▲ 2
対前年増減率 (%)		▲0.4	0	▲1.7	0	▲0.9

③ 給与の適正化

人事院勧告や類似団体の動向に配慮するとともに、民間企業の賃金水準との均衡を図り、町の財政状況、業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度の適正な運用と透明化に努める。

2 効果的な体制づくり

(1) 職員の資質向上、能力開発

地方分権が推進される中、新たな行政課題に柔軟に対応できる職員の育成と町民の目線で政策を立案できる職員の意識改革が急務であり、そのために職員に対する研修の強化や専門職員の確保を図る。

① 人材育成に関する基本計画の策定

人材育成基本方針に基づき職員の能力開発や勤労意欲の向上を図り、職場の活性化を促すための計画を策定する。

専門性を有する職員については、新たな観点での行政施策を展開するため、幅広い職員配置を検討するとともに、管理職としての適格者を性別に関わらず登用し、より一層の個性と能力を発揮していけるよう推進する。

また、組織の活性化や職員意識の改革を図るため、職員提案制度を推進し、事務改善や町民サービスの充実に努める。

② 職員研修の充実

職員の自主研修を充実・強化すると共に、石川縣市町村職員研修所が行う接遇、法制執務、財務事務、政策法務等の研修を積極的に受講させる。

また、様々な資格等を積極的に取得できるような体制の整備に努める。

③ 独自派遣研修の充実

石川県庁や他行政団体、民間企業等に派遣し、能力開発と意識改革を図り、職員の資質を高める。

(2) 人事管理の確立

職員の異動・昇格については、人事の効果が最大限発揮されるよう配慮し、評価にあたっては、既成概念等で評価が左右されることなく、客観的で公平・公正な人事管理の確立を図っていく。

また、職員の新規採用については、多様な人材を確保するよう努める。

① 人事評価制度の活用

職員一人ひとりが能力を発揮し、やりがいを持って仕事に取り組める環境の実現のため、個々の職員について明確に業務目標を設定し、その達成度を評価するとともに、業務遂行を通じて職務遂行能力の評価を客観的に行う公平で公正な人事評価制度の活用に努める。

② 人材確保のための柔軟な職員採用

地方分権の進展や多様化する町民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる人材の確保については、社会で職務経験のある人材や民間の職務感覚など幅広い意識や高い専門性を持った人材の採用を推進する。

(3) 情報化社会に対応する行政体制の整備

町政への町民参画や町民と行政との連携・協働を図っていくためには、情報の共有が重要なことから、行政情報を町広報誌やホームページなどの様々な媒

体をとおして積極的に提供していく。

① 行政のデジタル化の推進

住民ニーズの多様化への対応のため、行政のデジタル化を推進し、誰もが町政に参加しやすい環境づくりを進め、行政サービスの向上を図る。

② 町民への情報提供

行政内部の透明化を推進するため、予算、決算の関係資料等の公表など、情報化の促進と町民に対する施策の説明責任の徹底を図る。

3 効率的な体制づくり

(1) 公共施設等の統廃合及び有効活用

合併により重複・類似する公共施設については、必要性・効率性・有効性の検証を行い、目的の重複する施設、利用率の低い施設の統合・廃止、他施設への転用を積極的に推進する。

また、町有財産については、その活用や処分の検討・整理を行い、適正な有効活用を図る。

① 公共施設等の統廃合及び有効活用の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の統廃合や小・中学校の閉校における公共施設の有効活用を推進し、適正な管理運営を図る。

② 町有財産の有効活用

町所有の遊休地等について、民間団体を始め、貸付、売却、譲渡等を検討し、町有財産の積極的な有効活用を推進する。

(2) 公共工事の適正化

公共工事等の入札・契約手続きについて、透明性と公平性をより確保する観点から、一層の改善を進めるとともに、競争性の向上や入札手続きにおける受注者・発注者双方の負担軽減と効率化を図るため、総合評価方式、電子入札の導入、最低制限価格制度の拡充を図る。

(3) 地方公営企業の健全化

当町の地方公営企業には、水道事業と下水道事業があり、料金収入をもって経営を行う独立採算制の基本原則の基、計画的かつ合理的な運営を行うことで、経営基盤の強化と行政サービスの向上を図り、経営の健全化に努める。

① 水道事業

持続的にサービスを提供していくためには、受益者負担の原則に基づく適正な料金体系への見直しを行ない、事業経営の収支均衡が図れるよう努める。

水道管の整備については、中能登町水安全計画に基づき、老朽管更新に合わせた地震対策だけでなく豪雨による浸水や停電への対応も考慮した整備を進め、災害時における給水区域内の断水エリア縮小に努める。

また、防災部局が指定する重要給水拠点施設（避難所等）への耐震管整備については、防災部局との協議により順次整備を進め、災害時においても飲料水の安定供給が図れるように努める。

② 下水道事業

施設整備については、中能登町財政計画及び汚水処理施設基本構想、ストックマネジメント計画に基づき、施設の統廃合や改築・更新を進めることで経費削減を図り、施設の効率的な運営に努める。

また、事業経営では、包括的民間委託を導入するなど経費削減に努めているが、一般会計からの基準外繰入金により収支均衡を保っている状況である。

このことから、今後は、下水道事業の経営基盤の強化を図るため、下水道使用料の見直しを行ない、基準外繰入金の減少に努める。

(4) 地域協働の推進

地域や学校、各種団体等とそれぞれの活動に対する連携を深めながら、お互いの課題やニーズを的確に把握し、地域や各種団体等の実情に応じた行政課題の解決を目指していく。また、地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備等に取り組んでいく。

地球温暖化を防止するため、行政及び地域における課題や問題点を洗い出し、行政がやらなければならない政策や整備を行うとともに、地域協働で行える事業を展開する。

Ⅲ 行政改革の進行管理

行政改革を推進していくために「第4次行政改革大綱実施計画」を策定し、全庁で行政改革に取り組み、その実現に向けて進捗状況の管理をしていくこととする。

Ⅳ 資料

【中能登町データ】

①人口（国勢調査） 《単位：人》 ②世帯数（国勢調査） 《単位：世帯》

区 分	R27	H22	増 減	区 分	R27	H22	増 減
中能登町	17,571	18,535	▲964	中能登町	6,055	6,133	▲78

③面積 89.45 k m²

④財政状況（令和元年度普通会計決算指数）

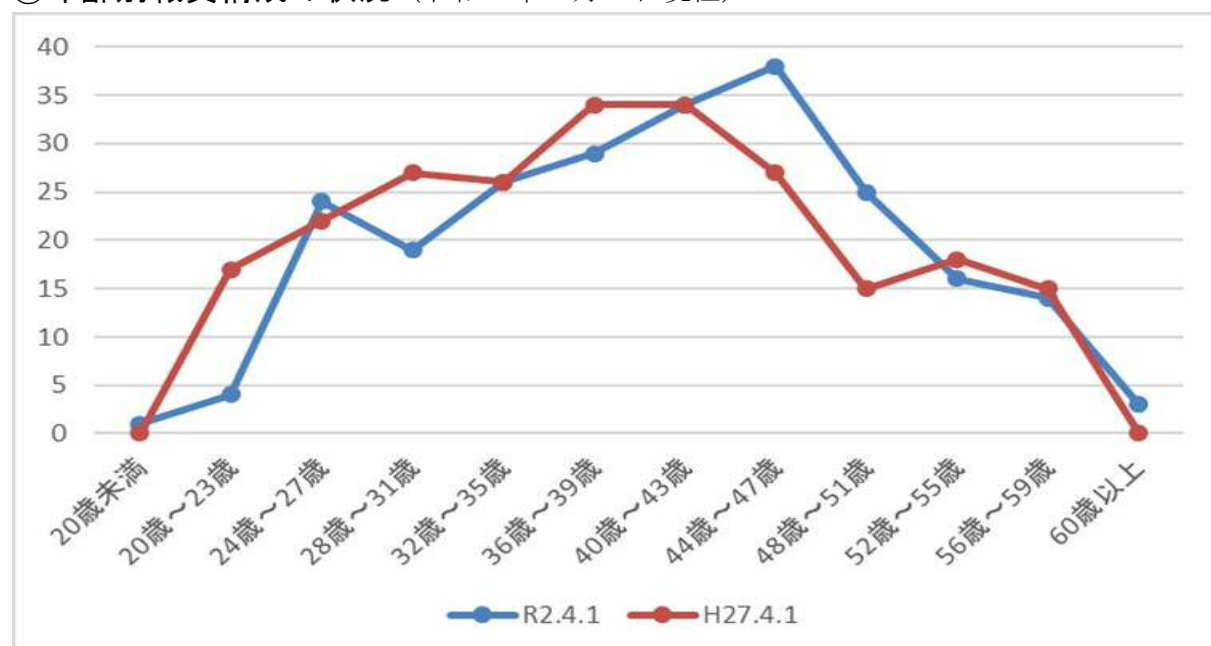
財政力指数（H29～R1 年度平均）	0.295%
経常収支比率	91.7%
実質公債費比率（H29～R1 年度平均）	12.6%
自主財源比率	28.3%

⑤ラスパイレス指数

令和 2 年 中能登町 91.0（県内 19 市町中 17 番目）

（参考：類似団体平均 96.9 全国町村平均 96.4）

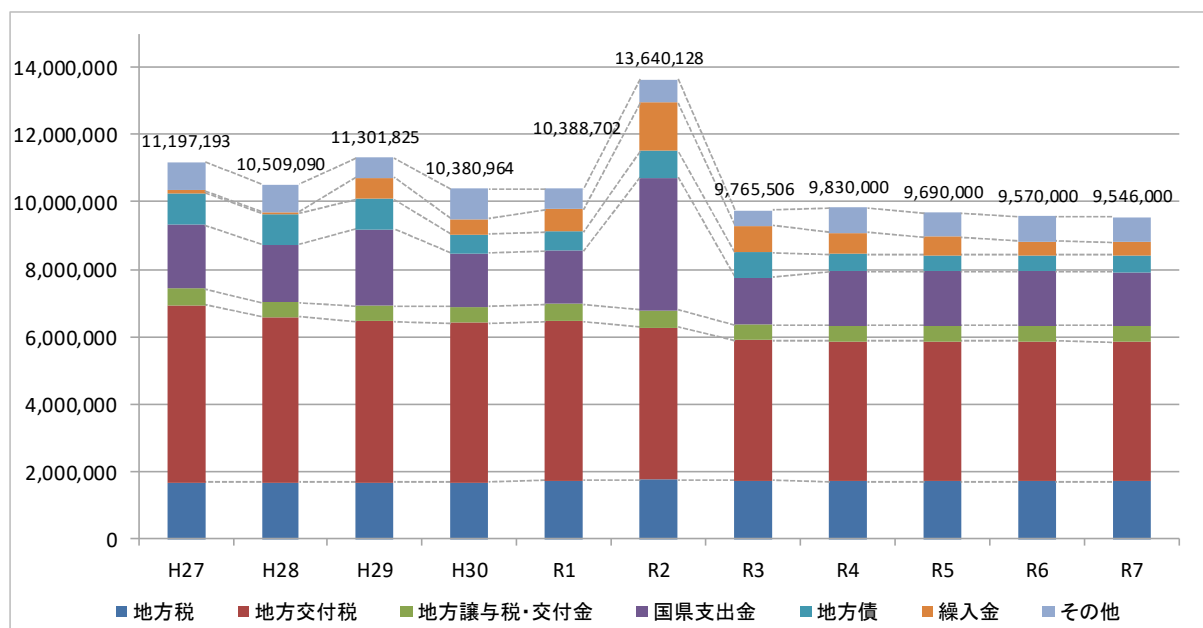
⑥年齢別職員構成の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）



⑦財政の状況

■歳入の推移

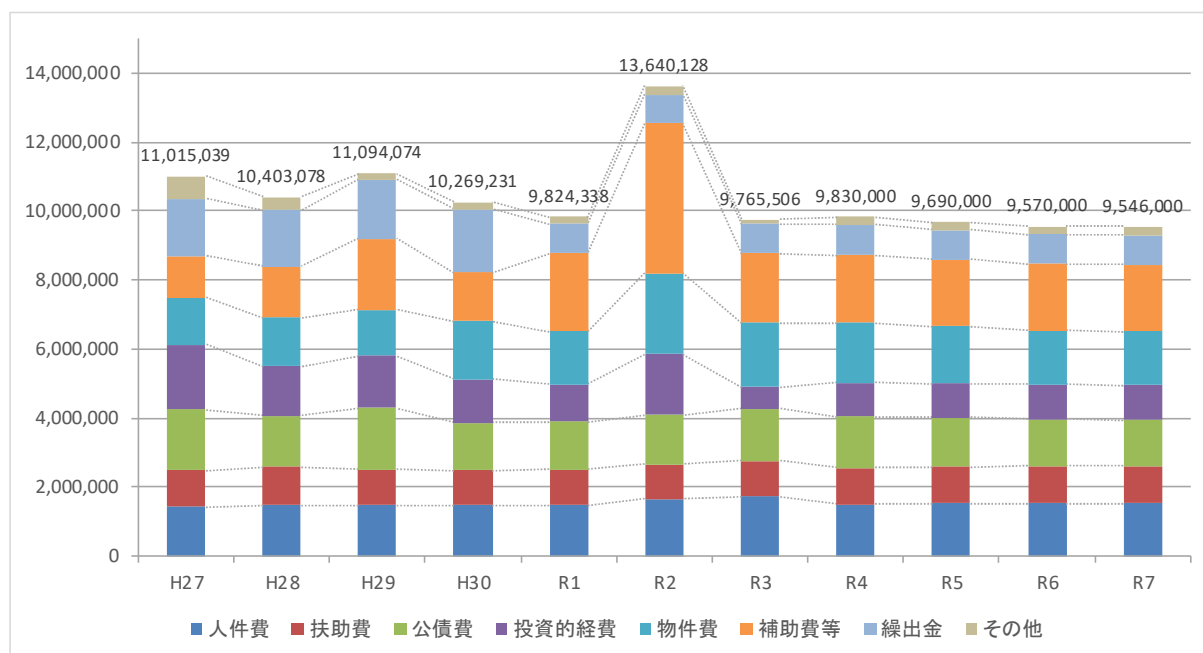
(単位：千円)



平成27年度からの普通交付税の合併算定替えの特例措置も令和元年度で終了し、令和2年度に行われた国勢調査により基礎人口の減少が見込まれるため、普通交付税は減少傾向にあると見込まれる。地方税は、大規模な太陽光パネルの償却資産申告により令和2年度に増加し、今後も一定の収入が見込まれる。(※令和3年3月時点での決算(見込)及び財政計画により作成)

■歳出の推移(性質別)

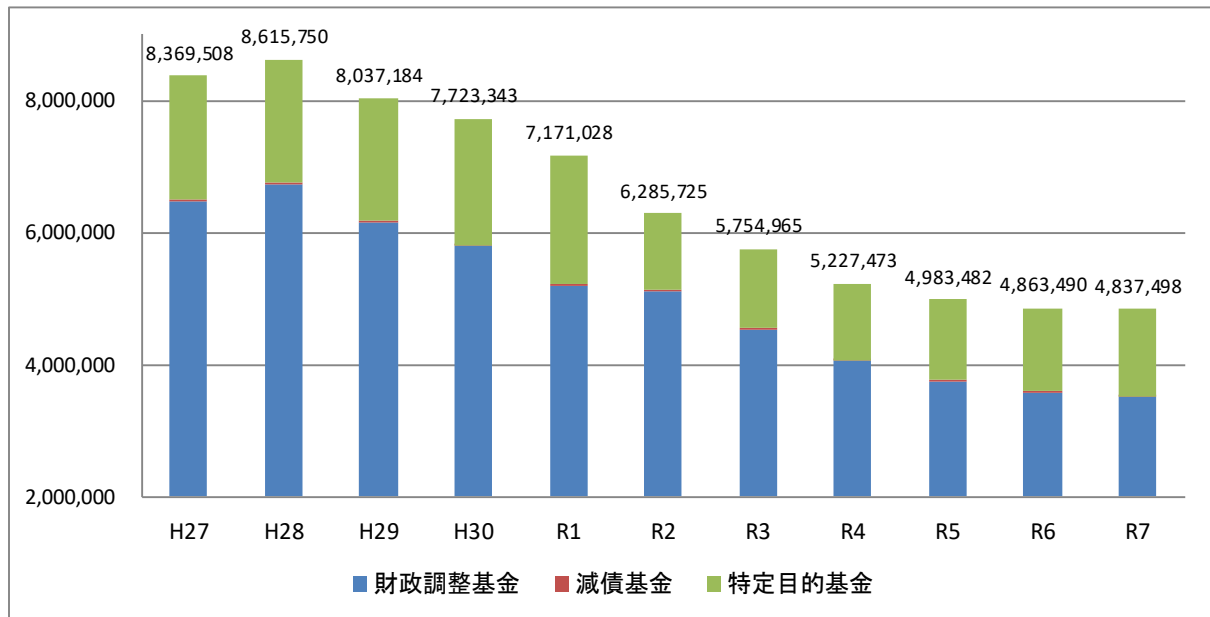
(単位：千円)



令和元年度から令和2年度は、補助費等が増加した。下水道の法適化や新型コロナウイルス感染症関連の交付金によるものであり、今後は減少することが見込まれる。令和2年度は、庁舎整備事業、図書館統合事業により投資的経費が増加した。また人件費等の義務的経費は、扶助費が増加傾向にある一方、公債費は令和4年度をピークに減少する見込みである。(※令和3年3月時点での決算(見込)及び財政計画により作成)

■基金残高

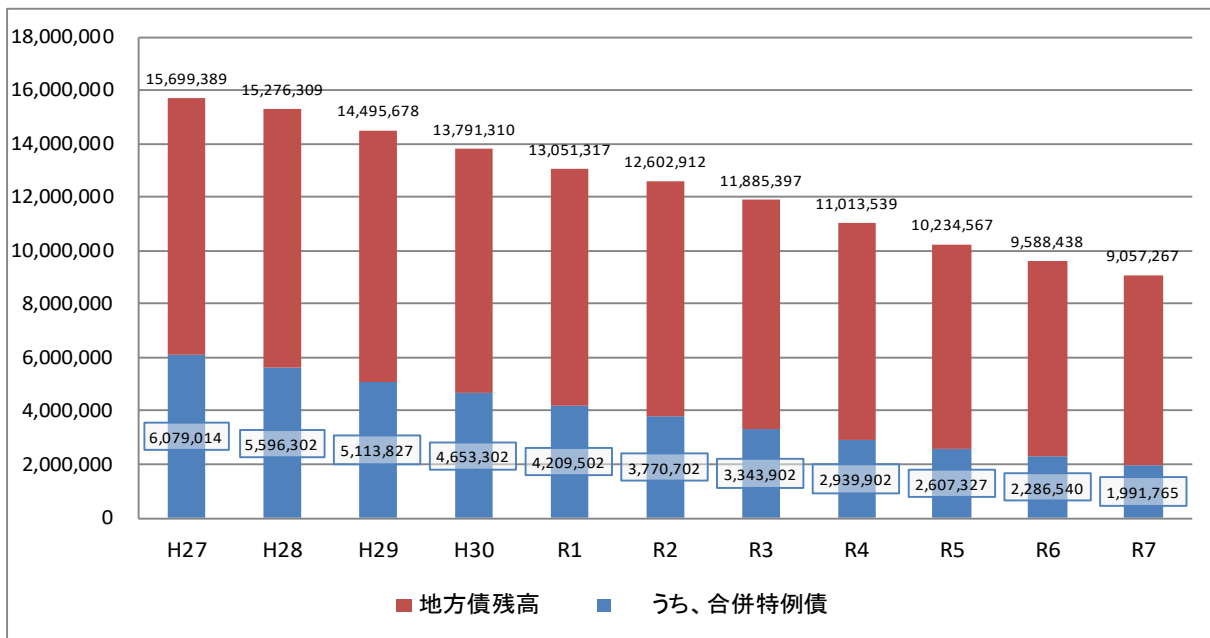
(単位：千円)



平成28年度末には約67億円あった財政調整基金も平成29年度から3か年度連続して歳入不足額を補填するため取り崩ししており、今後も減少していく見込みである。特定目的基金では、令和2年度の分庁舎整備事業で8.6億円の取崩しを行った。今後、旧庁舎解体で約1億円を取崩す見込みである。

■地方債残高の推移

(単位：千円)



合併後の大型建設事業が完了し、ピーク時には160億円を超えていた地方債残高は、平成27年度から減少に転じ、今後も減少していく見込みである。（※令和3年3月時点での決算（見込）及び財政計画により作成）

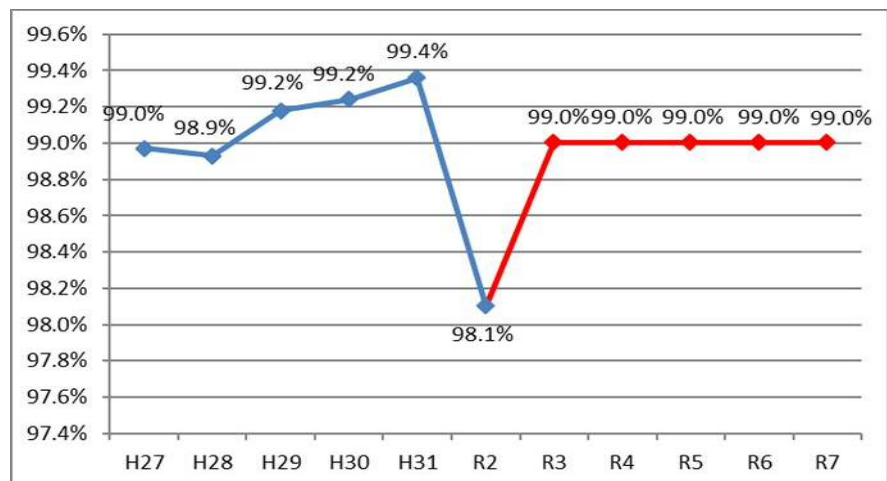
⑧町税等の収納率の状況

収納率実績(R2まで)及び目標(R3から)

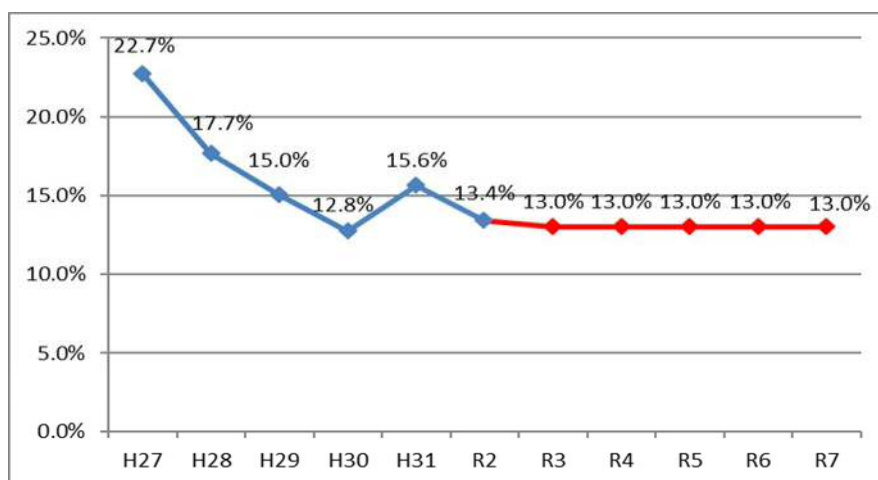
			H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
町税	現年課税分	町民税(個人)	99.3%	99.2%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
		町民税(法人)	99.7%	99.6%	99.7%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		固定資産税	98.6%	98.7%	98.9%	98.9%	99.1%	97.7%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%
		軽自動車税	98.8%	98.6%	99.1%	98.9%	99.2%	99.6%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
		計	99.0%	98.9%	99.2%	99.2%	99.4%	98.1%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
	滞納繰越分	町民税(個人)	31.9%	33.7%	34.7%	28.7%	35.3%	37.6%	32.0%	32.0%	32.0%	32.0%	32.0%
		町民税(法人)	42.8%	35.2%	53.5%	57.9%	77.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		固定資産税	20.7%	14.2%	10.9%	9.9%	12.2%	9.7%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
		軽自動車税	25.6%	29.2%	27.0%	18.7%	30.9%	25.1%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%	24.0%
		計	22.7%	17.7%	15.0%	12.8%	15.6%	13.4%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%
	合計	町民税(個人)	96.6%	97.1%	97.7%	98.0%	98.5%	98.6%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%
		町民税(法人)	98.8%	98.8%	99.3%	99.7%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		固定資産税	86.7%	87.9%	88.8%	89.3%	90.7%	90.8%	90.5%	90.5%	90.5%	90.5%	90.5%
		軽自動車税	94.3%	95.3%	96.1%	96.1%	96.8%	97.6%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
		計	91.4%	92.3%	93.1%	93.6%	94.6%	93.8%	94.0%	94.0%	94.0%	94.0%	94.0%
国保税	現年課税分		96.4%	97.6%	97.5%	98.0%	98.6%	99.0%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%
	滞納繰越分		20.3%	27.9%	22.5%	21.6%	22.7%	30.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
	計		79.3%	83.3%	84.6%	84.4%	87.1%	90.0%	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%	87.5%

(※国有資産所在市町村交付金、たばこ税を除く)

町税 現年課税分



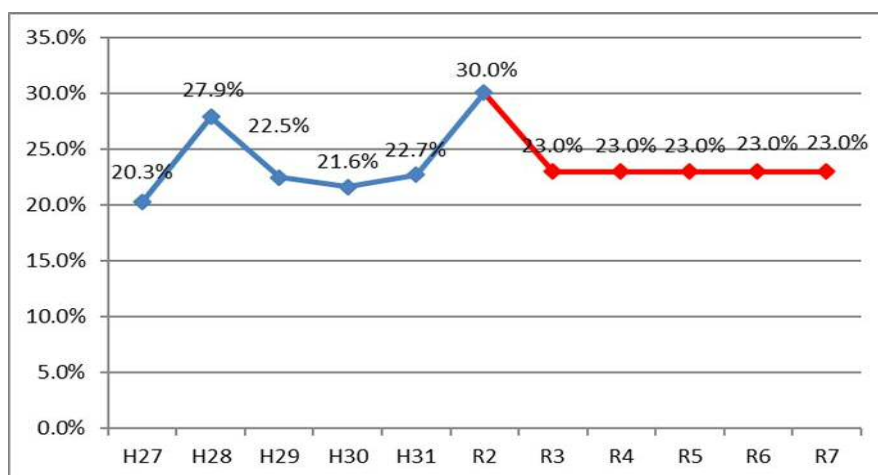
町税 滞納繰越分



国保税 現年課税分



国保税 滞納繰越分



【用語解説】

地方交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金。

地方交付税の原資は、国税である、所得税・法人税の33.1%（平成27年度から）・酒税の50%（平成27年度から）・消費税の19.5%（令和2年度から）、地方法人税の全額（平成26年度から）とされている。

地方交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とされている。

合併算定替措置

普通交付税の算定上の特例措置をいい、平成の大合併による市町村合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税を配分するもので、合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粹に一つの自治体として算定される（一本算定という）。

PPP／PFI

PPP：Public Private Partnership（官民連携事業）、PFI：Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委ねることができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指す。

スクラップ・アンド・ビルド

老朽化したり陳腐化したりして物理的または機能的に古くなった設備を廃棄し、高能率の新鋭設備に置き換えること。行政機構における膨張抑制の方法のひとつ。組

組織の新設にあたっては、同等の組織の廃止を条件とすること。

実質公債費比率

財政健全化法の健全化判断比率とよばれる4つの指数のうちの一つで、起債に許可を必要とする団体の判定等に用いられ、18%を超えると許可が必要となり、25%を超えると起債にあたり制限を受けることになる。

サンセット方式

予算の肥大化を防ぐため事業等にあらかじめ期限を設け、必ず沈む太陽のように、その期限を過ぎたら自動的に廃止する方式。

投資的経費

地方公共団体の支出のうち、道路、学校、公共施設の建設や用地購入など社会資本整備に必要な経費をいう。普通建設事業費、災害復旧事業費等からなる。

人事院勧告

人事院が国家公務員の給与・勤務条件などの待遇の改善について、国会および内閣に勧告すること。

総合評価方式

一般的な発注方式が、標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案した者を落札者とする方式であるのに対し、総合評価方式では「価格」のほかに「価格以外の要素」（技術力）を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れた提案をしたものを落札者とする方式。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。通常は過去3箇年の平均値を示す。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断するための指数である。町における経常収支比率は、70%程度の範囲が望ましいといわれている。

自主財源比率

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。自主財源比率とは、歳入全体に対する自主財源の占める割合をいい、地方財政の自主性を高める意味で、この割合が高いことが望まれる。

ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数。ドイツの統計学者ラスパイレス Laspeyres が1864年に提案。

扶助費

地方公共団体が各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）に基づき支給する費用。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費をいう。人件費、扶助費、公債費の3つからなる。

物件費

地方公共団体が支出する消費的性格の経費の総称であり、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等である。

中 能 登 町 総 務 課

〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂 9 部 46 番地

TEL 0767-74-1234 FAX 0767-74-1300

URL <http://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/>
